

東京都市計画区域内における都市計画道路に関する
都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

都市計画法第54条の規定に該当する建築物以外の建築物が、次の各事項に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであるときは、同法第53条第1項の許可をすることができる。

- 1 市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと
- 2 階数が3、高さが10m以下であり、かつ地階を有しないこと
- 3 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること
- 4 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること
- 5 この基準は、平成28年4月1日から適用する

東京都市計画区域内における都市計画道路に関する
都市計画法第53条第1項の許可取扱基準の運用方針

- 1 東京都市計画区域内における都市計画道路に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準（以下、「基準」という。）の各事項は、都市計画法及び建築基準法に依拠しているため、両方の規定に照らして、次により運用する。
 - (1) 基準2に規定する「階数」、「高さ」及び「地階」の定義については、建築基準法施行令第1条及び第2条に定めるところによるものとする。
 - (2) 基準3に規定する「その他これらに類する構造」は、壁式サームコン造、壁式プレキャスト・コンクリート造、ALCパネル構造とする。
- 2 基準4に規定する「将来において、都市計画区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮」は、分離後も、継続的な使用を可能とする設計（切り取った後も、道路への出入りが可能となる構造とするなど）を行うものとする。
- 3 許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第39条に定める許可申請書（別記様式第10号）を提出させるものとする。